

令和 8 年度宮内庁調達改善計画

1 調達改善計画の目的

宮内庁では、これまでも「公共調達の適正化」等の観点から、随意契約の見直しを行い、やむを得ない場合を除き、競争入札、企画競争、公募等の競争性のある契約方式への移行等を進めてきたところであるが、「調達改善の取組の推進について」（令和 8 年 1 月 27 日行政改革推進会議決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成 27 年 1 月 26 日行政改革推進会議了承）を踏まえて、調達する財・サービスの特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むため、以下及び様式 1、2 のとおり令和 8 年度宮内庁調達改善計画を定める。

2 調達の現状分析

令和 6 年度の宮内庁（地方支分部局、施設等機関含む。）における少額随意契約を除く契約実績は、契約件数 3 7 9 件、契約金額約 9, 0 2 9 百万円であった。

契約種別では、競争性のある契約が 2 7 4 件（72.3%）、約 7, 9 3 7 百万円（88%）、競争性のない契約が 1 0 5 件（27.7%）、約 1, 0 9 2 百万円（12%）となっている。

前年度（令和 5 年度）においては、競争性のある契約が 2 5 5 件（72.0%）、約 9, 7 2 0 百万円（93.4%）、競争性のない契約が 9 9 件（28.0%）、約 6 8 8 百万円（6.6%）であり、令和 6 年度の競争性のある契約の割合は前年度と比較すると、契約件数は約 0.3%増、契約金額は約 5.4%減と、引き続き競争性の高い調達が実現できている。（表 1）

表1 ※1※2 令和6年度宮内庁における調達契約の契約種別

(単位：件、百万円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約※3	241	63.6%	3,397	37.6%
	最低価格落札方式	238	98.8%※4	3,370	99.2%※4
	うち一般競争契約	(164)	—	(2,238)	—
	うち指名競争契約	(74)	—	(1,132)	—
	総合評価落札方式	3	1.2%※4	27	0.8%※4
	うち一般競争契約	(3)	—	(27)	—
	うち指名競争契約	—	—	—	—
	企画競争による随意契約	1	0.3%	34	0.4%
	公募による随意契約	26	6.9%	199	2.2%
	不落・不調による随意契約	6	1.6%	4,307	47.7%
小計	274	72.3%	7,937	88%	
競争性のない随意契約※6		105	27.7%	1,092	12%
合計		379	100%	9,029	100%

※1 令和6年度末自己評価の「契約種別規模に係る計数」及び「応札状況に係る計数」に基づき分類。

※2 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下表2、表4及び表5について同じ。

※4 競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の契約件数及び契約金額の割合である。

※5 「競争性のない随意契約」は随意契約（少額随意契約は含まない）から、①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③不落・不調によるもの、を除いたものとしている。

次に、応札状況については、調達改善の取組により、競争入札において2者以上の応札を実現した案件も複数あるが、例年実施している調達案件については、公表している契約金額では受注できないと判断する事業者や人手不足等の理由により、応札者の増加が困難な状況もある。

前年度との比較では、競争入札における契約件数に占める1者応札及び2者以上の割合は、改善傾向が認められるが、上述のとおり改善されていない案件もあることから、引き続き新規応札者候補者への入札案内を積極的に取り組むこととしたい。（表2）

表 2 ※1※2 令和 6 年度宮内庁における調達に応札状況

(単位：件、百万円)

	1 者		2 者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約 (最低価格落札方式)	14	119	224	3,251	238	3,370
割合	5.9%	3.5%	94.1%	96.5%	100%	100%
うち一般競争契約	(14)	(119)	(150)	(2,119)	(164)	(2,238)
うち指名競争契約	－	－	(74)	(1,132)	(74)	(1,132)
競争契約 (総合評価落札方式)	1	8	2	19	3	27
割合	33.3%	29.6%	66.7%	70.4%	100%	100%
うち一般競争契約	(1)	(8)	(2)	(1)	(3)	(27)
うち指名競争契約	－	－	－	－	－	－
企画競争に よる随意契約	1	34	－	－	1	34
割合	100%	100%	－	－	100%	100%
公募による 随意契約※3※4	26	199	－	－	26	199
割合	100%	100%	－	－	100%	100%

※1 令和 6 年度末自己評価の「応札状況に係る計数」に基づき分類。

※2 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続（競争契約又は企画競争による随意契約）により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における競争参加者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約への競争参加者数により整理する。

※4 応募者がいないときに特定の 1 者と契約を行う場合は、公募による随意契約の 1 者として整理する。

次に、調達経費の内訳については、公共工事等の契約件数の比較では、前年度と同様に本庁と地方支分部局等に大差はなかった。（表 3）、（表 4）

1 者応札となった案件は、医療機器や機械設備等の保守業務などの、契約履行能力及び受注実績を求めるもの、当庁の仕様（要件、資材、人員、処理能力等）を満たすことができる事業者が限られているものが傾向として見受けられたほか、事業者自体は入札に興味はあったものの、人手不足による受注体制の構築困難を理由として入札に参加しないという案件も複数見られた。当

該案件を含め、1者応札案件については、引き続き仕様要件や工期等の見直し、新規事業者への入札案内を積極的に取り組むこととしたい。（表5）

表3※1 令和6年度宮内庁における調達経費の内訳（本庁・地方別）（単位：件、百万円）

		本庁		地方支分部局等		全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事（造園以外）（A）	44	5,727	20	399	64	6,126
	割合（A/J）	16.7%	70.7%	19.0%	42.9%	16.9%	67.8%
	公共工事（造園）（B）	35	428	41	317	76	745
	割合（B/J）	12.8%	5.3%	39.0%	34.1%	20.1%	8.3%
	公共工事に係る調査及び設計業務等（C）	6	146	7	25	13	171
	割合（C/J）	2.2%	1.8%	6.7%	2.7%	3.4%	1.9%
	小計	85	6,301	68	742	153	7,043
物品役務等	情報システム（D）※2	5	18	—	—	5	18
	割合（D/J）	1.8%	0.2%	—	—	1.3%	0.2%
	機械設備点検保守（E）	10	260	6	19	16	279
	割合（E/J）	3.6%	3.2%	5.8%	2.0%	4.2%	3.1%
	清掃（F）	8	67	2	5	10	72
	割合（F/J）	2.9%	0.8%	1.9%	0.5%	2.6%	0.8%
	電力（G）	—	—	—	—	—	—
	割合（G/J）	—	—	—	—	—	—
	ガス（H）	2	90	2	6	4	96
	割合（H/J）	0.7%	1.1%	1.9%	0.6%	1.1%	1.1%
	その他（I）	164	1,370	27	157	191	1,527
割合（I/J）	59.9%	16.9%	25.7%	16.9%	50.4%	16.9%	
小計	189	1,799	37	188	226	1,986	
合計（J）※3	274	8,100	105	930	379	9,029	
		72.3%	89.7%	27.7%	10.3%	※3	

※1 令和6年度の「契約に関する統計」に基づき分類（少額随意契約は含まない。）

金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 「情報システムは」、システム利用料、改修及び維持管理（賃貸借、運用及び保守含む）等の調達を指す。

※3 契約件数・契約金額の（本庁／庁全体）及び（地方支分部局等／庁全体）の割合をそれぞれ記載。

表4 ※1 令和6年度宮内庁における競争契約における調達経費の内訳（本庁・地方別）

（単位：件、百万円）

		本庁		地方支分部局等		全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事（造園以外）（A）	24	1,259	18	362	42	1,621
	割合（A/J）	16.3%	49.7%	19.1%	43.0%	17.4%	47.7%
	公共工事（造園）（B）	32	404	41	317	73	721
	割合（B/J）	21.8%	15.9%	43.6%	37.6%	30.3%	21.2%
	公共工事に係る調査 及び設計業務等（C）	1	8	7	25	8	33
	割合（C/J）	0.7%	0.3%	7.4%	3.0%	3.3%	1.0%
小計		57	1,671	66	704	123	2,377
物 品 役 務 等	情報システム（D）※2	2	10	—	—	2	10
	割合（D/J）	1.4%	0.4%	—	—	0.8%	0.3%
	機械設備点検保守（E）	6	220	4	5	10	225
	割合（E/J）	4.1%	8.7%	4.3%	0.6%	4.1%	6.6%
	清掃（F）	7	65	2	5	9	70
	割合（F/J）	4.8%	2.6%	2.1%	0.6%	3.7%	2.1%
	電力（G）	—	—	—	—	—	—
	割合（G/J）	—	—	—	—	—	—
	ガス（H）	2	90	2	6	4	96
	割合（H/J）	1.4%	3.6%	2.1%	0.7%	1.7%	2.8%
その他（I）	73	497	20	122	93	619	
割合（I/J）	49.7%	18.6%	21.3%	14.5%	38.6%	18.2%	
小計		90	882	28	138	118	1,020
合計（J）※3		147	2,533	94	842	241	3,397
		61.0%	75.2%	39.0%	24.8%	※3	

※1 令和6年度の「契約に関する統計」に基づき分類（少額随意契約は含まない。）

金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 「情報システムは」、システム利用料、改修及び維持管理（賃貸借、運用及び保守含む）等の調達を指す。

※3 契約件数・契約金額の（本庁／庁全体）及び（地方支分部局等／庁全体）の割合をそれぞれ記載。

表 5 ※1 令和 6 年度宮内庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳（本庁・地方別）

（単位：件、百万円）

		本庁		地方支分部局等		全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事（造園以外）（A）	2	6	—	—	2	6
	割合（A/J）	14.3%	4.9%	—	—	13.3%	4.7%
	公共工事（造園）（B）	1	16	—	—	1	16
	割合（B/J）	7.1%	13.0%	—	—	6.7%	12.5%
	公共工事に係る調査及び設計業務等（C）	—	—	—	—	—	—
	割合（C/J）	—	—	—	—	—	—
小計		3	22	—	—	3	22
物 品 役 務 等	情報システム（D）※2	—	—	—	—	—	—
	割合（D/J）	—	—	—	—	—	—
	機械設備点検保守（E）	4	56	—	—	4	56
	割合（E/J）	28.6%	45.5%	—	—	26.7%	43.8%
	清掃（F）	—	—	—	—	—	—
	割合（F/J）	—	—	—	—	—	—
	電力（G）	—	—	—	—	—	—
	割合（G/J）	—	—	—	—	—	—
	ガス（H）	1	6	1	5	2	11
	割合（H/J）	7.1%	4.9%	100%	100%	13.3%	8.6%
その他（I）	6	38	—	—	6	38	
割合（I/J）	42.9%	30.9%	—	—	40.0%	29.7%	
小計		11	101	1	5	12	106
合計（J）		14	123	1	5	15	128

93.3% 96.1% 6.7% 3.9% ※3

※1 令和 6 年度の「契約に関する統計」に基づき分類（少額随意契約は含まない。）

金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 「情報システムは」、システム利用料、改修及び維持管理（賃貸借、運用及び保守含む）等の調達を指す。

※3 契約件数・契約金額の（本庁／庁全体）及び（地方支分部局等／庁全体）の割合をそれぞれ記載。

3 調達改善計画の自己評価の実施方法

年度終了時点における取組内容及びその効果、実施において明らかになった課題等について自己評価を行い公表する。また、年度途中で自主点検を行い、その結果を、その後の調達改善の取組や次年度の調達改善計画の策定に反映させる。

なお、自己評価及び自主点検においては、宮内庁契約監視委員会委員長に意見を求めるとともに、内部監査の事後検証を必要に応じて活用し、評価の精度を高める。

4 調達改善の推進体制

(1) 庁内推進体制

「宮内庁調達改善推進委員会」を設置する。構成は以下のとおり。

委員長 皇室経済主管

委員 長官官房主計課長

長官官房用度課長

管理部管理課長

(2) 宮内庁調達改善推進委員会の役割

① 調達改善計画の策定

② 調達改善計画の自己評価

(3) 外部有識者の活用方法

当庁の契約内容に精通する宮内庁契約監視委員会委員長に、調達改善計画の策定及び自己評価の実施、並びに自主点検の際に意見を求める。

(4) 内部監査等の活用

内部監査の事後検証及び会計実地検査における検査結果や意見等を調達改善計画の見直しに活用する。

以 上

重点的な取組、共通的な取組

令和8年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		一者応札の改善	過去の類似入札における入札者等や、当該分野の類似事業者等を調査し、積極的に入札案内を行う。	競争性の向上	A	H28	入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書受領者が2者の場合、新たな入札案内を積極的に行う。	令和9年3月
			公告日から入札参加書類提出日までの期間を、開庁日12日間以上とする。	事業者への配慮	B	H25	すべての一般競争入札に適用する。	令和9年3月
○		指名競争入札の改善	受注能力を把握した上で指名候補事業者の選定を行う。	競争性の向上	A	H31	すべての指名競争入札に適用する。	令和9年3月
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応札、不落・不調となった案件について一覧表を作成し、予定価格の妥当性の精査・検証等により個別案件の要因検討に資する。一覧表の更なる充実を図る。		A	R2	予定価格の妥当性の精査・検証等及び事業者へのヒアリングや調達案件の特殊性等の調査を実施した上で要因分析を行い、一覧表を作成して庁内で共有することにより対応策の検討を図る。	令和9年3月
			一者応札継続案件について、競争入札方式の変更及び公募への移行を検討し、外部有識者に意見を伺う。		A	R2	受注可能事業者が1者と想定される場合は、公募を実施した上でそれを確認し、外部有識者に報告する。	令和9年3月
			次回電力調達に向け、政府目標の再生可能エネルギー比率を考慮しつつ、競争性を確保するため実勢価格等の動向に関する情報を収集し、多くの事業者が入札に参加できるよう、入札方法を含め、検討を進める。		A	R6	次回調達向け、市場調査を行い、環境に配慮した調達仕様と入札の競争性確保の並立を模索し、環境配慮契約基本方針に則した調達方法等の検討を行う。	令和9年3月
○		調達事務のデジタル化の推進	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、電子メールによる見積書等の徴取を積極的に行う。 また、電子調達システムで電子入札を行った場合は電子契約を行うように積極的に声掛けを行う。		A	R5	調達事務のデジタル化として、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に繋がる電子メールによる見積書等の徴取を積極的に行っていく。 また、電子契約件数の向上を図る。	令和9年3月
			電子契約率向上に向け、随意契約等の入札によらない契約の電子契約を推進する。		A	R6	電子契約率を高めるため、随意契約等の入札によらない契約についても、事業者に対し電子契約の案内を実施する。 また、少額物品調達業務の利用率の向上を目指す。	令和9年3月
			AIやアプリケーション等の活用を促進し、調達事務の効率化・簡素化による業務の負担軽減のための検討を行う。		A	R8	AIを効率的に活用すべく、使用例をまとめ、庁内に共有する。 また、調達事務の事務負担を軽減すべくアプリケーションを利用した担当者間のスケジュール共有等を年度上半期中に行う。	令和9年3月

●電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議専門部会(第63回)及びシステム設計WG(第84回会合)」(令和7年10月30日デジタル庁)。

電子入札率=電子入札実施案件数÷開札案件数
 ・電子入札実施案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が少なくとも1社存在する開札案件数。(随意契約は含まず。)
 ・開札案件数:調達実施申請が完了し、入札対象となった案件のうち、電子調達システムにおいて開札が執行された案件数。(随意契約は含まず。)

電子契約率(入札案件)=(電子契約案件数(入札案件)+請書省略案件数(入札案件))÷開札案件数
 ・電子契約案件数(入札案件):契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を、「電子」で実施した案件数。(随意契約は含まず。)
 ・請書省略案件数(入札案件):契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。(随意契約は含まず。)
 電子契約率(全案件)=(電子契約案件数+請書省略案件数+少額物品調達案件数)÷(調達実施申請件数+少額物品調達案件数)
 ・請書省略案件数:契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。
 ・少額物品調達案件数:少額物品調達業務において契約締結となった案件数。
 ・調達実施申請件数:調達実施案件登録で調達実施申請案件を作成し、決裁まで完了した案件数。(一時保存状態の案件数は含まず。)

※電子契約率(全案件)は、電子調達システムに登録せず、入札から契約までが紙のみで完了する案件は対象外であり、GEPS(少額物品調達業務も含む)を用いて契約した案件が対象である。

※年度をまたいで入札・契約が行われる案件がある際などに、電子入札率・電子契約率が100%を超える場合がある。(例:3月に入札公示、4月に開札の案件)

※1 難易度
 A+:効果的な取組
 A:発展的な取組
 B:標準的な取組

その他の取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規 継続 区分
発注予定情報を当庁ホームページに掲載、四半期ごとに掲載内容を更新して事業者へ積極的に案内を行う。	継続
海外出張経費の精算及び高速料金の支払いに当たって、引き続きクレジットカード決済を実施する。	継続
少額物品調達業務では対応が難しい調達に対しては、オープンカウンター方式も継続的に行う。	継続
調達事務担当者等に向け、会計事務に関する資料等の更新・改良を行い、組織全体としての意識向上に努める。	新規